第二十条　船舶にばら積みする含水液状化等物質のうち、下部船倉及びデイープ・タンク以外の場所にばら積みするものの質量は、前条第一項の規定により定まる乾げんに対応する排水量の二十パーセント以下としなければならない。

（区画室に対する積載）

第二十一条　含水液状化等物質をばら積みする区画室は、最大幅が船舶の幅の二分の一以下であるものを除き、船舶の中心線に設ける一の縦通隔壁若しくは縦通荷止板又は船舶の中心線に関して対称の位置に設けられ、相互の間隔が船舶の幅の六十パーセント以下である二以上の縦通隔壁若しくは縦通荷止板で仕切らなければならない。ただし、次に掲げる場合（本邦各港間において運送する場合に限る。）には、この限りでない。

一　水分が九パーセント未満の含水液状化等物質をばら積みする場合であつて、その横移動を防止するように木材と袋入り鉱石で造つた荷止装置により仕切り、当該含水液状化等物質の周囲を袋入り鉱石で囲んで積載する場合

二　ばら積みした含水液状化等物質の表面を平らにし、その上を甲板下面まで木材で上押えして積載する場合

三　船舶にばら積みする含水液状化等物質の質量が、最大幅が船舶の幅の二分の一以下であるか又は二分の一以下となるように仕切られているデイープ・タンク内に積載するものの質量を除き、第十九条第一項の規定により定まる乾げんに対応する排水量の二十パーセント以下であつて、これを下部船倉に分散して積載する場合

（縦通隔壁等）

第二十二条　前条の縦通隔壁又は縦通荷止板は、次の各号の要件に適合するものでなければならない。

一　積載場所の底部からばら積みした含水液状化等物質の表面より上方に十分な高さまで達し、かつ、前後の端隔壁まで達していること。

二　含水液状化等物質の圧力に耐える強さを有し、含水液状化等物質の漏れない構造のものとし、かつ、船体に強固に取り付けられていること。

（積付け）

第二十三条　船舶に液状化等物質をばら積みする場合には、次の各号に定めるところによらなければならない。

一～三　（略）

2　水分が九パーセント以上の含水液状化等物質を船舶にばら積みする場合（第二十一条第二号又は第三号に規定する積載方法による場合を除く。）には、縦方向に適当な間隔をおいた横置の荷止板又は袋入り鉱石の築堤で仕切らなければならない。

（外国における積載の特例）

第二十四条　液状化等物質を告示で定める国においてばら積みする場合には、第二十条から前条までの規定にかかわらず、当該国の規則に従つてばら積みして運送することができる。

（積付け検査）

第二十五条　船長は、船舶に液状化等物質をばら積みして運送しようとする場合には、その積載方法その他積付けについて、船積み地を管轄する地方運輸局長又は登録検査機関の検査を受けなければならない。ただし、第十七条に規定する運送許容水分値及び水分の測定の結果、水分が運送許容水分値以下であることが明らかとなつた場合及び本邦外の地で船積みする場合には、この限りでない。

第二十条　船舶にばら積みする含水液状化物質のうち、下部船倉及びデイープ・タンク以外の場所にばら積みするものの質量は、前条第一項の規定により定まる乾げんに対応する排水量の二十パーセント以下としなければならない。

（区画室に対する積載）

第二十一条　含水液状化物質をばら積みする区画室は、最大幅が船舶の幅の二分の一以下であるものを除き、船舶の中心線に設ける一の縦通隔壁若しくは縦通荷止板又は船舶の中心線に関して対称の位置に設けられ、相互の間隔が船舶の幅の六十パーセント以下である二以上の縦通隔壁若しくは縦通荷止板で仕切らなければならない。ただし、次に掲げる場合（本邦各港間において運送する場合に限る。）には、この限りでない。

一　水分が九パーセント未満の含水液状化物質をばら積みする場合であつて、その横移動を防止するように木材と袋入り鉱石で造つた荷止装置により仕切り、当該含水液状化物質の周囲を袋入り鉱石で囲んで積載する場合

二　ばら積みした含水液状化物質の表面を平らにし、その上を甲板下面まで木材で上押えして積載する場合

三　船舶にばら積みする含水液状化物質の質量が、最大幅が船舶の幅の二分の一以下であるか又は二分の一以下となるように仕切られているデイープ・タンク内に積載するものの質量を除き、第十九条第一項の規定により定まる乾げんに対応する排水量の二十パーセント以下であつて、これを下部船倉に分散して積載する場合

（縦通隔壁等）

第二十二条　前条の縦通隔壁又は縦通荷止板は、次の各号の要件に適合するものでなければならない。

一　積載場所の底部からばら積みした含水液状化物質の表面より上方に十分な高さまで達し、かつ、前後の端隔壁まで達していること。

二　含水液状化物質の圧力に耐える強さを有し、含水液状化物質の漏れない構造のものとし、かつ、船体に強固に取り付けられていること。

（積付け）

第二十三条　船舶に液状化物質をばら積みする場合には、次の各号に定めるところによらなければならない。

一～三　（略）

2　水分が九パーセント以上の含水液状化物質を船舶にばら積みする場合（第二十一条第二号又は第三号に規定する積載方法による場合を除く。）には、縦方向に適当な間隔をおいた横置の荷止板又は袋入り鉱石の築堤で仕切らなければならない。

（外国における積載の特例）

第二十四条　液状化物質を告示で定める国においてばら積みする場合には、第二十条から前条までの規定にかかわらず、当該国の規則に従つてばら積みして運送することができる。

（積付け検査）

第二十五条　船長は、船舶に液状化物質をばら積みして運送しようとする場合には、その積載方法その他積付けについて、船積み地を管轄する地方運輸局長又は登録検査機関の検査を受けなければならない。ただし、第十七条に規定する運送許容水分値及び水分の測定の結果水分が運送許容水分値以下であることが明らかとなつた場合及び本邦外の地で船積みする場合には、この限りでない。